



経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表

令和6年4月23日(火)

職業安定部職業安定課

担	課長	木下 博司
	課長補佐	桐畑 由美
当	事業所給付監査官	鍵村 久史
	電話	075-241-3268

### 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に係る不正受給事案の公表について

京都労働局（局長：角南 巖）は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「給付金」という。）を不正に受給した事案について、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則（令和2年6月12日厚生労働省令第125号。以下「臨時特例法施行規則」という。）第5条の規定に基づき、下記のとおり公表します。

#### 記

#### 1 事業主名等

- (1) 事業所名：株式会社 四季
- (2) 代表取締役：森 雄二郎（もり ゆうじろう）
- (3) 所在地：京都市東山区清水2丁目208番地7
- (4) 事業内容：レンタル着物・舞子変身スタジオ

#### 2 事案の概要

株式会社四季の代表取締役森雄二郎は、従業員12名に対し就労をさせていたにも関わらず休業を命じたとの虚偽の証明を用いた申請を京都労働局に提出し、各申請者に給付金を振り込ませ、賃金の代わりとして受け取らせたものです。

#### 3 被害額

給付金の総額は、51,094,847円

#### 4 返還及び納付命令

京都労働局は、当該不正受給事案について、代表者に対し申請者に支払った51,094,847円その他、損害賠償金として同額51,094,847円を上乗せして、総額102,189,694円（延滞金を除く）の返還・納付を命じました。（臨時特例法施行規則第4条）。

以上